浜松市脱炭素経営設備導入支援事業

R8年度
(事業者向け)

計画的に脱炭素経営を進めていく地域企業の再エネ・省エネ設備の導入を支援します

事業概要

対象事業・補助内容

2030年までの温室効果ガス排出削減計画（★）を策定し、計画的に脱炭素経営を進めていく地域企業が、次に掲げる設備を導入する事業であること。

対象設備	補助率・補助額
太陽光発電設備	発電出力（kW）×60千円/kW以内
定置用蓄電池	補助対象経費に１／３を乗じて得た額以内 （ただし、下記価格の１／３を上限とする。） 20kWh以下：14.1万円/kWh（工事費込み・税抜き） 20kWh超　：16.0万円/kWh（工事費込み・税抜き）
高効率空調設備	補助対象経費に１／２を乗じて得た額以内
高効率照明設備	補助対象経費に１／２を乗じて得た額以内

※ 定置用蓄電池は、本事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備に限ります。

【★】温室効果ガス排出削減計画（以下、「GHG削減計画」という）

本事業を申請する場合は、以下の要件を満たすGHG削減計画を策定してください。

（１）対象設備を設置する事業所の温室効果ガス排出削減目標（以下、「削減目標」という）について、次のア又はイのいずれかを設定すること

ア　**削減目標が2030年度時点において2013年度比53%以上又は2025年度比22.5%以上**

イ　**電気由来の削減目標が2030年度時点において2013年度比55%以上又は2025年度比27.5%以上**

（２）対象設備を設置する事業所の削減目標達成に向けた取り組みについて年度ごとに示されていること

＜令和８年度の主な変更点＞

高効率空調設備と高効率照明設備の申請条件として、「本事業によるGHG削減効果(年間)が2.0t-CO2以上であること。」を追加しました。

※令和5年度以降に、経済産業省事業による省エネルギー診断を受診した場合はこの限りではありません。

補助事業者

市内に所在する事業所・施設等に対象設備を導入する者であること。

(1)　（太陽光発電設備、定置用蓄電池の場合）
民間企業及び個人事業主
（高効率空調設備、高効率照明設備の場合）
中小企業基本法による中小企業及び個人事業主

(2)　一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人

(3)　特定非営利活動法人

(4)　医療法人

(5)　社会福祉法人

(6)　私立学校法に定める学校法人

(7)　協同組合等

(8)　自治会等

※太陽光発電設備と定置用蓄電池は、第三者所有（PPA・リース等）による導入も可能です。

補助対象経費

（1）工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)

（2）設備費

（3）業務費

（4）事務費

※補助対象経費で計上できるものは、対象設備の導入に直接必要な設備装置等の購入や設置に係る工事等に関する費用です。

※既存設備の撤去や廃棄に関する費用や施設修繕等に係る費用は対象外です。

浜松市

事業スケジュール

申請者

①補助金交付申請

＜募集期間＞※補助対象設備により、募集期間が異なりますので、ご注意ください。

●太陽光発電設備、定置用蓄電池　：令和8年５月１日(金)～令和8年11月30日(月)

●高効率空調設備、高効率照明設備　：令和8年５月１日(金)～令和８年6月12日(金)

②補助金交付決定通知

③事業実施期間

交付決定前に補助対象事業に係る発注・契約等を実施した場合は補助金の対象になりません。また、やむを得ない事由により下記実績報告期現までに事業完了ができないと見込まれる場合には、速やかにお問合先までお申し出ください。

④補助金実績報告

「令和9年２月15日(月)まで」又は**「事業完了日から30日以内」**のいずれか早い方

⑤補助金交付確定通知

⑥補助金の請求

⑦補助金の支払い（請求後から令和9年3月末まで）

⑧事業報告書の提出（毎年度4月末まで）

令和13年度まで、対象設備の使用状況やGHG削減計画の状況等に関して、毎年報告をいただきます。

浜松市

＜交付申請・交付決定時の留意事項＞

・**太陽光発電設備、定置用蓄電池（予算の範囲内で先着順により受付）**
太陽光発電設備の補助については、原則、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」及び市財源を活用して補助(6万円/kW)を行いますが、申請多数により、市財源がなくなった場合には、環境省の交付金のみで補助(4万円/kW)を実施します。

・**高効率空調設備、高効率照明設備（申請期間に受付）**

・申請期限時点の補助申請額合計が予算額を超えた場合は、予算額を補助申請額の総額で按分します。

その他、手続きの詳細については、浜松市ホームページをご確認ください。

「浜松市公式WEBサイト」⇒「創業・産業・ビジネス」
⇒「カーボンニュートラル」⇒「浜松市のカーボンニュートラル政策」

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shin-ene/new_ene/index.html

【お問合せ先】浜松市産業部カーボンニュートラル推進課（浜松市役所本館6階）
〒430-8652　浜松市中央区元城町103番地の2
TEL：053-457-2502　E-mail：ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp